

## 令和５年度 津山市地域包括支援センター事業計画（案）

### １．現状と課題

津山市の高齢者人口は年々増加し、平成31年3月に高齢化率は30%を超えました。そして、人口減少や少子高齢化、核家族化などの世帯構成の変化、地域のつながりの希薄化など、高齢者を取り巻く環境は大きく変化しています。そうした中で、当センターに寄せられる相談は、高齢者虐待や老老介護、認認介護、ダブルケア、ヤングケアラー、8050世帯やゴミ屋敷に代表される社会的孤立の問題など、様々な分野の課題が絡み合っただ複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況がみられ、既存の制度・サービスでの対応では困難なケースが増えてきました。

さらには、暮らしにおける人と人とのつながりが弱まり、地域における支え合い・助け合いの基盤も弱まってきています。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により自粛生活が長期化する中、フレイル（加齢により心身が老い衰えた状態）のリスクを抱える方の増加が懸念されます。

このように、高齢者支援の中核機関である当センターは、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるように、介護サービスや介護予防サービス、保健福祉サービス、日常生活支援などの相談に応じるとともに、高齢者の暮らす地域づくりまでを担うなど、その役割や期待は多岐にわたっています。

しかし、当センターは令和元年度以降、慢性的な職員不足が続き、令和5年2月末日現在、必要人員と定めている36名に対して、31名（内1名は育休中）の職員体制で業務を進めています。このような現状から、職員の配置・体制の見直し、職員の育成や確保など、より効果的なセンターの運営に取り組んでいます。

### ２．目標「地域共生社会を見据えた地域包括ケアシステムの推進」

地域住民が世代や背景を超えてつながり、「支える側」、「支えられる側」が相互に役割を持つことで支え合う「地域共生社会」を見据え、包括的な支援体制の構築などの相談支援の基盤整備を行います。地域住民・団体、医療・介護・福祉・保健等の関係機関、行政等と連携し、これまで取り組んできた「津山版地域包括ケアシステム」の概念を更に深化させ推進していきます。

#### 【重点事業】

- （１）地域住民や関係機関・団体、行政との連携・協働による困りごとをキャッチする総合相談体制（アウトリーチ）を強化します。
- （２）地域包括ケア会議の活性化に向けて、検討事例を積み重ね地域課題の抽出を目指す「地域ケア個別会議」と、市内で活発に地域課題の解決に向けて取り組んでいる「小地域ケア会議」との連携を強化します。

- (3) 地域包括支援センターの相談支援業務が円滑にでき、地域共生社会を見据えた地域包括ケアシステムの構築を推進する人材の確保に努めるとともに、職員の育成・教育、職場づくりに取り組み運営体制を強化します。

### 3. 実施計画

#### (1) 運営体制

##### ①人材の確保

- ・採用活動において、募集方法や期間、ルートの見直し、ホームページの活用や社協だより、新聞紙等への募集広告掲載など情報発信、大学（社会福祉士養成校等）とのパイプづくりに努めます。
- ・仕事内容や職場の理解を図るため大学生の職場見学や説明会等を実施します。
- ・社会福祉士養成実習生等の積極的な受け入れ、大学との連携を強化します。

##### ②人材育成

- ・職員一人ひとりの自己実現やスキルアップを支援するために、職員が働く意義や目標を確認できるよう、定期的な個別面談を実施します。
- ・職員一人ひとりについて、その知識、技術、資格取得状況等をふまえた適切な研修機会を提供します。
- ・研修は、法人内部で行うものだけでなく、外部研修への参加勧奨を行い職員が参加しやすいよう、業務調整や研修費用を負担します。
- ・職員が働きながら資格（社会福祉士・介護支援専門員等）取得が可能となるように、業務調整や休暇取得への配慮、資格取得に要する費用の助成（津山市社会福祉協議会職員資格取得助成 令和5年1月1日施行）等を行います。
- ・職員一人ひとりのスキルアップを図るために、スーパービジョン（指導者が示唆や助言を与えながら行う教育）を実施します。

##### ③人材定着

- ・業務の可視化（見える化）、業務マニュアルの作成・更新（年1回）、会議の持ち方や事業の見直し等を通じて、業務全体の効率化に取り組みます。
- ・結婚、出産、育児、介護等、職員それぞれの状況に応じた働き方を支援します。
- ・職員の心身の健康と安全を守るため、メンタルヘルス、ハラスメントの防止に取り組みます。
- ・働く職員が職場の人間関係に悩み、離職につながることはないように、職場内のチームワークの向上に取り組みます。

#### (2) 管理体制

##### ①個人情報の保護

- ・「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、ケースファイル等の個人情報は鍵のかかるロッカーに厳重に保管し、情報管理を徹底します。

##### ②苦情対応

- ・市民や事業所等からの苦情に対しては、苦情受付担当者（センター長）を定め、迅速かつ適切に対応し再発防止に努めます。また、内容及び対応等を記録に残し、必要に応じて行政に報告いたします。

### ③夜間・休日等の対応

- ・夜間、早朝、平日以外は、原則として携帯電話で24時間連絡が取れる体制を確保して、相談に対応します。

### ④緊急時の対応

- ・緊急対応が必要な場合は、地域包括職員が連携し基本2人体制で訪問し対応いたします。

## (3) 総合相談支援業務

### ①総合相談業務

- ・高齢者に関する介護や健康・福祉・医療など生活全般の悩みや相談を受け付けるとともに、複雑かつ多様化する相談に対し、3職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）がチームとなって必要な方策の検討とそれに基づく速やかな初期対応を行い、関係機関や行政と連携して、適切な制度・サービスへつなげます。
- ・「高齢者のための総合相談窓口」としてのセンターの機能や役割、事業案内等を、広報つやまや社協だより、ホームページ、チラシ等を活用して周知に努めるとともに、誰もが相談しやすいセンターづくりに取り組みます。

### ②実態把握

- ・日ごろから民生委員をはじめ、地域の関係者間と情報共有を行うなどネットワークの構築を図ります。
- ・虐待やセルフネグレクト、複合課題を抱えた世帯等の緊急度の高い世帯の発見につながる実態把握の実施に向けて、市高齢介護課と協議しモデル実施いたします。
- ・要支援1・2認定取得者で介護保険サービス未利用者への実態把握を行います。
- ・支え合いマップ（支援が必要な人と関わりのある人などを地図上に起こし把握するもの）や対象者リストを作成している小地域ケア会議において、気になる方を抽出し実態把握を行います。

## (4) 権利擁護業務

### ①成年後見制度の活用促進

- ・認知症などにより判断能力の低下がみられる高齢者やその家族等からの契約や金銭等の相談に対して、日常生活自立支援事業、成年後見制度の説明を行います。
- ・権利擁護センターが、成年後見制度の利用が必要な場合の申し立て支援の相談窓口であることを周知するとともに、行政や権利擁護センターとの連携により、成年後見制度の活用につなぎます。

### ②高齢者虐待への対応

- ・高齢者虐待の通報・相談を受けた際は、「津山市高齢者虐待対応マニュアル」に基づ

き行政と連携しながら速やかに事実確認を行い適切な対応を行います。

- ・介護保険サービス提供事業所職員等を対象に、高齢者虐待の実態と防止・対応上の留意点等について理解を深め、各事業者等が高齢者虐待防止に向けた取組み等の参考に資することを目的として「高齢者虐待防止研修会」を開催します。

### ③消費者被害対応

- ・民生委員や介護支援専門員、消費生活センター、警察署等との連携のもと、消費者被害情報の収集に努めるとともに、被害を未然に防ぐために必要な支援を行います。
- ・消費者被害に関する事例が生じた時には、消費生活センターと連携しながら対応を行います。

## (5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

### ①包括的・継続的なケア体制の構築

- ・保健、医療、福祉等の関係機関や行政等との連携体制を構築するとともに、介護支援専門員と連携をして、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実施します。

### ②介護支援専門員に対する支援

- ・地域の介護支援専門員が業務を円滑に行えるよう、入退院時の医療機関との連携、支援困難事例への指導・助言など、専門的な見地からの総合調整や後方支援を行います。
- ・介護支援専門員の資質向上を図るため、事例検討会や相談援助技術研修会、情報交換会等を企画・実施します。

## (6) 地域ケア会議推進事業

### ①地域包括ケア会議（地域包括ケアシステム検討部会・事業評価部会）

- ・保健、医療、福祉等の関係機関や行政等が連携し、地域課題について情報交換を行い、課題解決に向けた話し合いやネットワーク構築、政策提案等を行うことを目的として「地域包括ケア会議」を年5回開催します。
- ・地域包括ケアシステムを有効に機能させるための検討や社会資源情報の集約、地域が抱える課題の把握を目的に「地域包括ケアシステム検討部会」を年7回開催します。
- ・地域包括支援センター等が取り組む事業の評価を実施するとともに、事業から課題解決のための活動や仕組みづくりを目的として「事業評価部会」を年5回開催します。

### ②小地域ケア会議

- ・連合町内会支部単位を基本に、地域生活課題の解決に向けて、地域住民と行政・社協・地域包括担当者等と一緒に話し合い・学び合うことを目的に35支部（令和5年2月28日現在）で開催します。また、小地域ケア会議未開催9支部への働きかけも継続します。
- ・年1回「小地域ケア会議交流会」を開催し、小地域ケア会議同士の交流を通じて、今後の取り組みがより一層活発になるようにします。
- ・「小地域ケア会議新任職員研修（担当3年未満）」と「小地域ケア会議全体職員研修会」を、小地域ケア会議の運営に関わる地域包括・社協・行政職員を対象に年1回開

催します。小地域ケア会議の共通認識をもち、着実に小地域ケア会議を開催できる知識と実践力を身に着けることを目的とします。

- ・主に担当する地域包括・社協・行政職員で、小地域ケア会議の設置や運営等、業務の進捗状況の確認と情報共有、見えてきた課題への対応の検討を目的に「小地域ケア会議企画会議」を年4回開催します。
- ・各日常生活圏域（8圏域）内の小地域ケア会議を担当する地域包括・社協・行政職員間の連絡・調整や情報共有、地域課題の抽出を目的に「圏域（職員）チーム会議」を随時開催いたします。

### ③地域ケア個別会議

- ・事例提供者として必要に応じて会議に参加し、介護予防ケアプランの質の向上に努めます。
- ・個々の高齢者の支援方法について提案・助言を行うアドバイザーとして参加します。
- ・個別ケースの課題分析等を積み重ね、地域に共通した課題を明確化（抽出）するとともに、地域包括ケア会議へ地域課題を提起します。

### ④地域包括ケア会議の活性化

- ・地域包括ケア会議の運営について、市高齢介護課と地域包括支援センター職員等によるワーキングチームを設置し企画・開催します。
- ・「小地域ケア会議」から見えてきた地域課題が「地域包括ケア会議」へつながり、「地域ケア個別会議」で抽出された地域課題が「地域包括ケア会議」で共有され、解決に必要な資源開発や地域づくり、政策形成に向けて協議・検討できる階層的な連携の仕組みを構築します。
- ・地域共生社会の実現に向けた「重層的支援体制整備事業」に関する学びや意見交換を実施します。

## （7）在宅医療・介護連携推進事業

### ①医療と介護の連携推進

- ・「在宅医療・介護連携推進会議」に参画し、高齢者と家族が在宅での療養生活について理解を深め、我が事として意思決定できるように、地域住民への周知啓発に努めます。また地域住民を対象とした講演会や講座等を共催します。
- ・市が医師会をはじめ栄養士会、歯科衛生士会等と、こけないからだ講座を対象に実施しているフレイル予防講座に協力します。

## （8）生活支援体制整備事業

### ①生活支援コーディネーターと協議体との連携

- ・住み慣れた地域で在宅生活を継続していく上で、様々なニーズが生じている地域住民の要望に答えられるよう、第1層及び第2層生活支援コーディネーターと連携し、地域課題の把握や地域資源の把握・共有を行います。
- ・第2層生活支援コーディネーターと連携し、協議体等に参加し、地域住民と一体とな

ってインフォーマルサービスの発掘や創設に努め、生活支援体制整備の構築に取り組みます。

## (9) 認知症施策推進事業

### ① 認知症初期集中支援推進事業

- ・「認知症初期集中支援チーム」を配置し、できるだけ早期に適切な医療や支援機関に結び付け、認知症の人や疑いのある人への効果的な支援を行います。また、認知症初期集中支援チームの活動報告と今後の活動について検討する「認知症初期集中支援チーム検討委員会」を年1回開催します。

### ② 認知症地域支援・ケア向上事業

- ・市内で活動している認知症カフェの関係者の交流、情報交換、勉強会等を年1回行います。
- ・介護保険事業所とケアマネジャーを対象に介護保険事業所研修会を年1回開催し、認知症の先進的な取り組みを学びます。
- ・若年性認知症支援として、認知症、若年性認知症の本人が集い、自らの体験や希望等を語り合う場として本人ミーティングを年2回開催します。
- ・「注文をまちがえるかもしれないレストラン」をとおして、認知症の正しい理解啓発を行なうとともに、認知症の方が活躍する場や働く場を作ることを目的に開催します。
- ・市民を対象に認知症、若年性認知症について正しい理解を啓発することを目的に、認知症、若年性認知症の人の思いや活動等についての認知症フォーラムを年1回開催します。
- ・チームオレンジ（認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行う取り組み）を見据えた展望や津山市の取り組み等について研修会や情報交換会を行います。

### ③ 普及啓発・見守り体制の構築

- ・世界アルツハイマー月間（9月）に、市役所ロビー等へのパネル展示や街頭啓発、オレンジウォーク、オレンジTシャツの着用推進、認知症予防講座等の理解啓発活動を行います。
- ・認知症あったか声かけ模擬訓練（認知症の人が徘徊等で行方不明になったという設定のもと、地域住民等が行方不明者の搜索や声掛け・対応訓練を実施するもの）を、小地域ケア会議と連携して市内6地区で実施します。
- ・認知症サポーター養成講座（認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人を養成する講座）を年間50回程度開催します。
- ・市内で活動するキャラバン・メイト（認知症サポーター養成講座講師役）を対象に、認知症サポーター養成講座開催に向けて必要なスキルや認知症を切り口とした地域づくりなどを学んだり、メイト同士の情報共有、情報交換の場としたりなど認知症キャラバン・メイトフォローアップ研修を、年1回開催します。

- ・各圏域のキャラバンメイトリーダーが定期的集まり、日々の活動の報告や今後の取り組みの検討の場を年4回開催します。
- ・認知症サポーターステップアップ講座を、認知症サポーター養成講座を受講し、チームオレンジの活動等関心のある方を対象に、年1回開催します。

## (10) 介護予防ケアマネジメント業務・指定介護予防支援業務

### ①介護予防ケアマネジメント業務

- ・要支援者及び事業対象者に対して、自立支援を目的に主体的な取り組みができるよう、介護予防サービスに加えて、介護保険サービス外の地域資源の活用も視野に入れたケアマネジメントを行います（委託を含めて毎月800件程度のケアプラン作成。）
- ・居宅介護支援事業所に委託した150件程度のケアプラン等資料の内容確認や管理、給付管理を行います。
- ・令和6年度必置であるBCP（災害などの緊急事態における企業や団体の事業継続計画）やハラスメント、虐待、感染症等に関する指針の整備を行います。

## (11) 一般介護予防事業

### ①介護予防把握事業

- ・要支援1・2認定取得者で介護サービス未利用者に対して実態把握を行います。また、閉じこもり等の何らかの支援を要する人を把握した際は、介護予防活動等へつなげられるよう取り組みます。

### ②介護予防普及啓発事業

- ・介護予防に関する基本的な知識を普及啓発するためのチラシ等の作成し、各種団体・機関、集いの場等で配布します。
- ・介護予防に関する基本的な知識や情報を普及啓発するため、地域包括職員等が地域の会合や集いの場等で講話を行います。

### ③地域介護予防活動支援事業

- ・地域住民が主体となって実施している「めざせ元気！！こけないからだ講座（市内215ヶ所）」の活動継続支援を行うとともに、未実施町内会等への開催の働きかけを実施します。
- ・市が主催する男性高齢者を対象とした「俺の野菜づくり講座」の開催と、受講者の継続活動を支援します。

## (12) 家族介護者支援事業

### ①介護おたすけ講座

- ・介護技術や介護をする上で必要な医療、栄養、運動、生活環境整備等の知識伝達を目的として、年間4回（市内4会場）開催します。

### (13) その他

#### ①災害時等の安否確認

- ・地域包括支援センターが把握している高齢者一人暮らし世帯・夫婦等世帯、その他気になる世帯を、緊急度をつけてリスト化し、随時更新します。また、災害時や大雨、大雪の時などには、このリストを活用し安否確認を実施します。

#### ②重層的支援体制整備事業の実施に向けての検討

- ・地域福祉計画策定及び、市が実施する重層的支援体制整備の実現に向けた勉強会や会議等へ参加します。